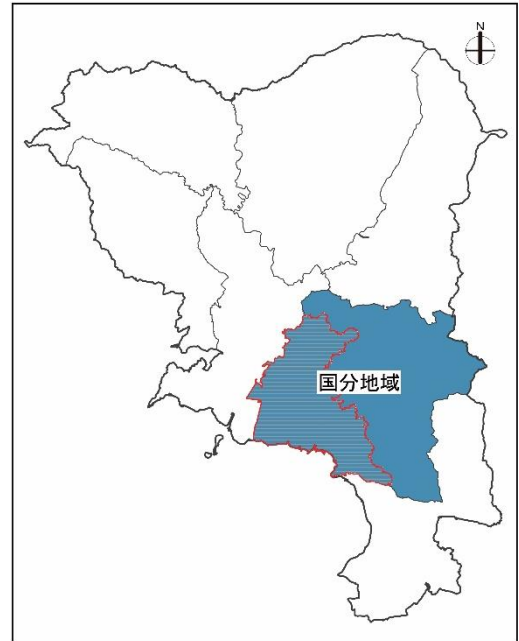


## 2. 国分地域

### 2-1 地域の現況特性と主要課題

#### (1) 現況特性

- ① 国分地域は、隼人地域とともに市の中心となる市街地を形成する地域で、東九州自動車道、国道10号、国道220号が通り、国分インターチェンジやJR日豊本線の国分駅を有しています。
- ② 人口は、平成27年国勢調査によると、58,139人であり、本市の全人口の約5割を占め増加傾向にあります。なお、高齢化率は19.8%であり、本市の7地域の中では最も低くなっています。
- ③ 地形は、天降川などの河川が造りだした広大な国分平野と、これを取り囲むように存在するシラス台地とに大別されます。
- ④ 国分駅や市役所の周辺を中心とした都市核には主要な都市機能<sup>※1</sup>が集積するとともに、市街地地域には我が国を代表する先端技術産業<sup>※2</sup>関連をはじめとした多くの企業が立地しています。また、中高層マンションや戸建て住宅地の開発が活発に行われています。
- ⑤ 大学、短大、専門学校を有しており、多くの学生が行き交い、活気があります。
- ⑥ 地域の南西部は国分都市計画区域<sup>※3</sup>に指定され、一部に用途地域<sup>※4</sup>が定められています。



※1 都市機能 / 居住、商業、工業、文化、教育、医療、保健、福祉、レクリエーション、行政、交通といった都市における様々な活動に対して種々のサービスを提供する役割。

※2 先端技術産業 / その時代の最も進んだ技術を利用した産業のこと。

※3 都市計画区域 / 都市計画法やその他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域が指定される。

※4 用途地域 / 都市計画法に規定された地域地区のうち最も基本となるもので、地域に応じて建築物の用途や高さ等の形態について、一定の制限を定めることにより土地利用を方向づけるもの。霧島市では、国分、溝辺、隼人地域の一部に用途地域が指定されている。

## (2) 主要課題

- ① 市街地地域及びその周辺部では、中高層マンションや戸建て住宅地の開発が活発に行なわれており、良好な都市環境を整備していくための適正な規制・誘導が必要です。
- ② 人口の増加や郊外型商業施設<sup>※5</sup>の増加などに伴う交通量の増大により、幹線道路の一部では慢性的な交通渋滞が発生しており、既存道路の拡幅やバイパス道路の整備など、渋滞解消が課題となっています。
- ③ 市街地地域では郊外型商業施設などの立地等に伴い、中心市街地の商業機能の低下がみられ、空き店舗等の解消が課題となっています。
- ④ 近年多く見られる記録的な集中豪雨に伴い、中心市街地において発生している浸水被害等の早期解消が課題となっています。



■ 中心市街地(国分シビックセンター周辺)

## 2-2 将来の整備目標

### (1) 将来イメージ

「学び」「働き」「住まう」霧島の発展を先導する  
利便性と快適性を兼ね備えた活力あふれるまち

### (2) 整備目標

- ① 本市のまちの顔・玄関口である都市核では、主要な都市機能<sup>※1</sup>の集積を図り、拠点性の強化と定住化の促進を図ります。
- ② 中心市街地における商業機能の低下や空洞化を防ぐために、空き店舗等の有効活用などを促進します。
- ③ 幹線道路の交通渋滞緩和対策及び市街地地域の治水対策を推進し、快適で魅力的な定住環境づくりを進めます。

※5 郊外型商業施設 / 大きな駐車場を持ち郊外に立地する、たくさんの小売店舗や飲食店、サービス業などが入居する商業施設。

## 2-3 まちづくりの整備方針

### (1) 土地利用

#### 1) 商業系

- ① 国分駅や市役所の周辺を中心とした市街地を、本市の主要な商業・業務地として、商業施設や業務施設等の集積を図ります。
- ② 国分パークプラザ等が立地する中心市街地は、空き店舗等の有効活用や、回遊できる歩行者空間の整備などを進め、県央中核都市の商業拠点にふさわしい中心商業地として活性化に努めます。
- ③ 都市計画道路<sup>※6</sup> 向花清水線の国分駅西側周辺沿道や都市計画道路野口線（一般県道北永野田小浜線）の川跡交差点から隼人市街地に至る沿道には、ロードサイド型<sup>※7</sup>の商業施設が立地していることから、沿道型の商業地としての維持・充実を図るとともに、国分・隼人地域の2つの都市核の連携・強化を図るため、用途地域<sup>※4</sup>の見直しの検討を行います。

#### 2) 住居系

- ① 住宅地は、用途地域やその周辺部に配置するものとし、農用地との調和を図りながら、生活道路等の整備に努め、良好な住環境の形成を図ります。
- ② 住宅地が計画的に整備され、戸建住宅を主体として土地利用が形成されている地域については、緑地協定<sup>※8</sup>等の導入を促進し、住環境の改善又は維持を図ります。

#### 3) 工業系

- ① 山下町や野口北地区などに立地する工業用地は、引き続きその機能を維持し、必要に応じて拡充を図ります。また、敷地内外の緑化等により周辺市街地の環境整備に努め、環境と産業が調和した地域づくりに努めます。
- ② 国道10号の主要地方道国分霧島線との交差部から隼人地域に至る沿道域には、ロードサイド型の商業施設も含めた流通業務ゾーンとしての機能の維持を図ります。
- ③ 工業系用途地域内における低・未利用地の活用を促進するとともに、国分インターチェンジ周辺など交通利便性の高い地区において、農林漁業との調整を図りながら、更なる企業誘致を推進します。

※6 都市計画道路 / 都市の骨格を形成するとともに、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するために都市計画で定められる道路。

※7 ロードサイド型 / 幹線道路等の沿線において、自動車でのアクセスを主な集客方法とする施設。

※8 緑地協定 / 都市緑地法に基づき、都市計画区域内の一団の土地等の所有者等の全員の合意により、市長の認可を受けて締結される緑地の保全または緑化に関する協定。

#### 4) その他

- ① 市街化適正誘導区域等については、農林漁業との調和を図り、治水や交通等に対する諸課題を整理しつつ、秩序ある土地利用に向けた用途地域<sup>※4</sup> 制度や地区計画<sup>※9</sup> 制度の活用等について検討するとともに、都市基盤の整備や緑化の促進等により良好な住環境等の形成を図ります。
- ② 用途地域、市街化適正誘導区域等を除く市街地近郊地域や、台地・丘陵地域については、無秩序な市街地の拡大を抑制するエリアとして位置付け、自然と調和した地域環境の維持に努めます。
- ③ 農業施策との連携を図りながら、農業生産基盤の整った優良農地の保全と生産性の向上に努めるとともに、農業生産基盤未整備地区における整備の推進を図ります。

### (2) 市街地整備及び住環境整備

- ① 国分駅や市役所の周辺を中心とした市街地においては、現在実施中の都市再生整備計画事業<sup>※10</sup> によるまちの総合力・回遊性の向上や骨格道路の機能強化、安全性・防犯性の高いまちづくりを推進するとともに、国分中央地区の再開発事業<sup>※11</sup> の導入の検討や、まちなか活性化に向けた官民連携による取組を進めます。
- ② 向花、府中、野口、上小川、福島及び松木地区など、古くからの集落が市街化した地区では、住宅の建替えにあわせた狭隘道路<sup>きょうあい</sup>の解消やオープンスペースの確保等を誘導し、安全で快適な住環境の向上を促進します。

### (3) 交通

- ① 渋滞解消を図るバイパス道路や他地域間を結ぶ広域的なアクセス道路など、総合的な道路ネットワーク体系の実現を目指します。
- ② 広域間を連絡する高規格幹線道路<sup>※12</sup> である東九州自動車道の4車線化の整備を促進するとともに、地域間を結ぶ主要幹線道路の整備促進を図ります。
- ③ 都市計画道路<sup>※6</sup> については、新町線、山崎線の早期完成を目指すとともに、新川北線、犬追馬場線、向花清水線などの整備を推進します。また、野口線の未整備区間の整備を促進します。
- ④ 鉄道、路線バス、市街地循環バス、ふれあいバス<sup>※13</sup> 等の連携を図るなど、地域公共交通の見直しを行い、日常生活において公共交通を必要とする市民の移動環境の向上及び利用促進を図ります。

※9 地区計画 / 住民の生活に結びついた「地区」を単位として、良好なまちづくりを進める都市計画の手法。「地区レベルでのまちづくりの方針（ビジョン）」や「道路、公園の配置、建物の用途や高さ、容積率、壁面の位置等」について、地区の特性に応じてきめ細かく定めるもの。

※10 都市再生整備計画事業 / 地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とした事業。

※11 再開発事業 / 既存の建物や施設が集積している地域で、土地の合理的で健全な高度利用と都市機能の改善を図るために行われる建築物・建築敷地・公共施設の整備に関する事業。

※12 高規格幹線道路 / 自動車の高速交通の確保を図るため必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路。

※13 ふれあいバス / 路線バスなどで対応できない地域の交通需要に応えるために、主に自治体が主体となり、比較的小型で小回りの利くバスを使って運行している「コミュニティバス」のこと。霧島市では、国分、溝辺、横川、牧園、霧島、福山の6地区で運行している。

## (4) 水とみどり

### 1) 河川

- ① 近年多く見られる記録的な集中豪雨に伴う洪水・浸水等に対応するため、計画的な河川の整備を進めるとともに、霧島市雨水管理総合計画<sup>※14</sup>に基づく整備を図ります。
- ② 天降川については、天降川ふるさとの川河川公園などの魅力ある親水空間の形成を図り、手籠川及び検校川等の河川については、豊かな水辺環境の保全を図ります。

### 2) 公園・緑地

- ① 城山公園などの公園・緑地は、レクリエーション・健康づくりなど多様な市民ニーズに対応するよう整備充実を図ります。
- ② その他既存の公園や緑地は、憩いの場、健康づくりの場として、ユニバーサルデザイン<sup>※15</sup>の考え方に基づいた施設の整備や、霧島市公園施設長寿命化計画<sup>※16</sup>に基づいた計画的な施設の更新を図ります。

## (5) 供給・処理施設

- ① 公共下水道の国分隼人処理区については、整備計画に基づき完成を目指すとともに、施設の適正な維持管理を行います。また、公共下水道事業<sup>※17</sup>の予定されていない区域においては、合併処理浄化槽への転換促進を図ります。
- ② (仮称) 台明寺浄水場、(仮称) 宇都良配水池の整備を図るとともに、国分芦谷不燃物処分場、公設地方卸売市場及び国分斎場の適正な維持管理に努めます。
- ③ 老朽化が進む霧島市敷根清掃センターについては、適正な維持管理を行うとともに、計画的に施設を更新します。

## (6) 都市環境

- ① 土地利用の適正な規制・誘導と市民・事業者・行政の協働により、緑豊かな黒石岳や天降川・検校川などの清流をはじめとする山林・海浜・渓谷・温泉などの豊かな自然環境を保全・活用し、自然と人とが共生できる環境形成に努めます。
- ② 黒石岳森林公園や台明寺渓谷公園、国分キャンプ海水浴場などの、自然と親しめる拠点等を活用しながら、環境学習や自然とのふれあいを促進します。

※14 霧島市雨水管理総合計画 / 平成 29 年 (2017 年) 7 月に国が公表した雨水管理総合計画策定ガイドラインに基づき下水道による浸水対策ハード対策とソフト対策の組合せを実施すべき区域や対策目標等を定めたもの。平成 31 年 (2019 年) 3 月策定。

※15 ユニバーサルデザイン / バリアフリーが障壁を取り除いていくという考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず全ての人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという積極的な考え方。

※16 霧島市公園施設長寿命化計画 / 公園施設の事故等を未然に防ぎ、長持ちさせるための維持管理や、適切な時期での施設更新を進めるために策定した計画。平成 26 年 (2014 年) 3 月策定。

※17 公共下水道事業 / 汚水の処理と雨水の排除による浸水の防除、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全という機能を果たすため、公営企業として公共下水道・集落排水・浄化槽等を運営する事業で、国分隼人処理区で公共下水道を実施している。

## (7) 都市景観

- ① 東部に広がる森林や溪谷などの自然的景観、上野原遺跡・大隅国分寺跡等にみられる歴史・文化的景観、都市部における市街地景観といった本地域の特色ある景観を地域の誇りとし、市民・事業者・行政の協働により保全・形成を図ります。
- ② 鹿児島県屋外広告物条例<sup>※18</sup>に基づき、屋外広告物の規制・誘導を行い、美しい景観の形成を図るよう努めます。
- ③ 国分小学校周辺について、霧島市景観計画<sup>※19</sup>に基づく育成地区への位置付けを検討し、良好な景観の保全・形成を図ります。

## (8) 都市防災

- ① 土砂災害のおそれのある箇所について、県や関係者と連携して、土砂災害防止施設の整備を進めるとともに、ハザードマップ<sup>※20</sup>による土砂災害警戒区域等の危険の周知、警戒避難体制の整備・充実、住宅等の新規立地抑制等のソフト対策を推進します。
- ② 地域内を流れる河川等の洪水氾濫による被害の未然防止のため、ハード対策と併せ、洪水ハザードマップの周知など、警戒避難体制の整備・充実を図ります。
- ③ 高潮・津波等による災害防止のため、情報伝達や警戒避難体制の整備、地域住民への意識啓発の推進など、ソフト面での対策を講じます。
- ④ 国道10号、国道220号等の緊急輸送道路<sup>※21</sup>においては、防災機能の確保に努めます。また、住宅・建築物の耐震化・不燃化の促進を図ります。
- ⑤ 市民・事業者・行政の協働により、防災意識の向上及び地域防災力の強化を図り、災害時の被害軽減に努めます。

※18 鹿児島県屋外広告物条例 / 良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、公衆に対する危害を防止することを目的に、屋外広告物法に基づいて屋外広告物を適正に規制するための条例。昭和39年(1964年)10月制定。

※19 霧島市景観計画 / 景観法に基づく景観行政団体として本計画を策定し、本市の特性を活かした良好な景観の保全や、新たな景観形成に向けた取組を推進することにより、より一層魅力的で活力のある「霧島市ならではの」まちづくりを目指すもの。平成24年(2012年)9月策定。

※20 ハザードマップ / 自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

※21 緊急輸送道路 / 災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。

■ 国分地域まちづくり方針図



凡例

土地 利 用	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:#90EE90;"></span>	低層住宅地
	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:#FFFF00;"></span>	一般住宅地
	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:#FF0000;"></span>	商業・業務地
	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:#FF69B4;"></span>	近隣商業地
	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; border:1px solid black; border-radius:50%;"></span>	沿道サービスゾーン
	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:#0000FF;"></span>	工業地
	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; border:2px dashed blue;"></span>	流通業務ゾーン
	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:#ADD8E6;"></span>	大規模施設
	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:#FFDAB9;"></span>	市街地近郊地域
	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:#90EE90;"></span>	台地・丘陵地域
	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:#90EE90;"></span>	山岳地域
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:#FFFF00;"></span>	集落地	
<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:#FFFFFF;"></span>	農用地	

土地 利 用	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:#008000;"></span>	保安林
	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; border:1px dashed black;"></span>	自然公園
	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:#FF8C00;"></span>	市街化適正誘導区域
	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; border:1px solid black;"></span>	用途地域指定区域
交 通	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; border:2px solid black;"></span>	都市計画区域（現行）
	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; border:2px solid black;"></span>	高規格幹線道路
	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; border:1px solid black; border-radius:50%;"></span>	インターチェンジ
	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; border:1px solid black;"></span>	主要幹線道路
	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; border:1px solid black;"></span>	幹線道路等
	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; border-bottom:2px dashed black;"></span>	整備予定路線
	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; border-bottom:1px dashed black;"></span>	構想路線
	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; border-bottom:2px solid black;"></span>	鉄道・駅

都 市 公 園	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:#DC143C; border-radius:50%;"></span>	総合公園
	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:#00008B; border-radius:50%;"></span>	運動公園
	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:#90EE90; border-radius:50%;"></span>	地区公園
	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; border:1px solid black; border-radius:50%;"></span>	近隣公園
そ の 他	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; border:1px solid black;"></span>	街区公園
	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; border:1px solid black;"></span>	下水道事業計画区域
	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; background-color:#00008B;"></span>	工業団地
	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; border:1px solid black; border-radius:50%;"></span>	ふれあい拠点
	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; border:1px solid black; border-radius:50%;"></span>	拠点となる重要な緑地
	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; border-bottom:1px solid black;"></span>	河川
	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; border-bottom:1px dashed black;"></span>	地域界
	<span style="display:inline-block; width:15px; height:10px; border-bottom:1px solid black;"></span>	行政界

■ 国分地域まちづくり方針図（拡大図）

